

河川法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 河川法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が都道府県知事等に代わって特定河川工事又は特定維持を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加すること。

（第十条の八第二項及び第十条の九第二項関係）

二 一の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該特定河川工事又は特定維持の完了又は廃止の日後においても行使することができるものとする。

（第十条の八第三項及び第十条の九第三項関係）

第二 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

一 独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって特定河川工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加するものとする。

（第十七条の三第一項関係）

二 一の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該特定河川工事の完了又は廃止の日後においても行使することができるものとする。

第三 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

- 一 国土交通大臣が地方公共団体の長に代わって河川の改良工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加すること。(第十四条第二項第十二号から第十四号まで関係)
- 二 一の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該河川の改良工事の完了又は廃止の日後においても行使することができるものとする。

- 三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正

- 一 国土交通大臣又は都道府県知事が河川管理者に代わって特定災害復旧等河川工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加するものとする。

(第三十一条第二項第十三号から第十五号まで及び第三十二条第二項第十二号から第十四号まで関係)

- 二 一の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、特定災害復

旧等河川工事の完了又は廃止の日後においても行使することができるものとする。

（第三十一条第三項及び第三十二条第三項関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）